

学校いじめ防止に関する基本方針

江陵高等学校

第1章 いじめ防止に関する基本方針

1 基本理念

教職員は、如何なる時・如何なるところであっても起きうるとの認識をもち指導と防止に努める。いじめは生徒の人権にかかわる重大な問題であるとともに、生徒の心に大きい、深い傷を残し、生徒の健全な成長に影響を及ぼすものであると理解する。いじめを行うことは勿論、その行為を傍観する事態も、許される行為ではないとの認識の下、本校の教育活動の全てにおいて生徒の人権や生命などを尊重する精神を貫くことを認識する。いじめの事象の発生や深刻化を未然に防ぎ、絶対にいじめを許さない意識を育成しなければならない。このことを達成するためには、教職員が、生徒個々の個性を尊重し、人格の健やかな発達・成長を支援という観点から指導をしていくことが求められていると認識する。

2 いじめの定義

いじめとは国の方針を踏まえて、次の内容とする。一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的攻撃（インターネットを通じて行なわれる行為を含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。また、いじめであるかどうかは、被害生徒の申し立てが優先される。

3 いじめ防止のための組織

1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

2) 構成員

校長・教頭・学年主任・分掌主任・養護教員

なお、校長が必要と認めた本校教職員・スクールカウンセラー・外部の専門家などを委員に加えることができる。

3) 役割

ア、いじめ等の未然防止と早期発見と早期解決の推進

イ、いじめ等の実態把握と対応

ウ、教職員の資質と認識の意識向上と校内研修の実施

エ、年間計画の策定・実施・点検の実践

オ、いじめ防止に関する基本方針の策定と周知および点検

4 年間活動計画の策定とその実施

基本方針に沿って、いじめ防止対策委員会は、いじめ防止計画を策定して実施する。

ア、朝の打ち合わせなどで担任から個々の生徒の様子を把握する。

イ、必要に応じて、臨時会議を行い、職員に周知して対応・対策にあたる。

ウ、いじめ防止アンケートを定期的実施して、早期に把握に努め早期解決と抑制をはかる。

エ、必要に応じて、関係機関との連絡・連携を図る。

5 委員会の開催

いじめ防止対策委員会は、原則半期に1回開催とする。また、必要に応じて行なう。

第2章 いじめ防止への基本対応と指導方針

1 いじめ防止への基本的な考え方

いじめ防止にあたっては、教職員・生徒は、いじめは絶対に許さないという意識の涵養といじめが起こらない環境意識づくりが最も重要であると考え。これを実現するためには、学校全体に人権を尊重するという精神が求められる。このことを根底として、『いじめをしない、させない、見逃さない。』学校風土を構築する。

2 教職員のいじめ防止に対する指導方針

いじめ防止のために教職員は多様な教育場面（HR指導・教科指導・クラブ指導など）で以下のことを生徒に強く意識をもたせる事とともに、いじめを見逃さない感性と観察力を研鑽する。教職員はいじめを助長するような不適切な言動など指導等に際しては、十分に配慮する。

ア、いじめは絶対に許されないことである。

イ、いじりは暴力であり、時には人を殺す『道具』・『武器』となる。

ウ、いじめを傍観することは、許されない行為である。時には『同罪』に成りうる。

エ、いじめを見たり、聞いたり、感じたりした場合は自分で抱えることなく教員などに伝える。

3 いじめ防止のための取り組み

ア、『いじめ防止年間計画』に基づいて『いじめ防止』に関する施策を実施する。

イ、クラブなど課外活動においてもいじめ防止を最優先として指導を行なう。

ウ、いじめ防止や発生時の対応などについて教職員の資質の向上を図るために研修を定期的
に実施する。様々な活動を通して生徒にいじめの基盤となる人権尊重の意識を啓発する。